

令和 2 年 9 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 令和2年9月10日 午後2時  
閉 会 令和2年9月10日 午後2時35分

2 出席委員等

橋本教育長 小畑委員 安藤委員

千委員 安岡委員 藤本委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

前川 教育次長

山本 教育監

大路 管理部長

山口 指導部長

石澤 総務企画課長

柏木 保健体育課長

下村 総務企画課主幹兼係長

岡 総務企画課副主査

## 5 議事の概要

### (1) 開会

教育長が開会を宣告

### (2) 前会議録の承認

8月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

### (3) 報告事項

#### ア 新型コロナウイルス感染症について

##### 【山口指導部長の報告】

- 9月9日までにおける新型コロナウイルス感染症の感染状況については、京都市立学校を除く市町（組合）立学校では、児童生徒が17人、教職員が2人、府立学校においては、児童生徒が4人、教職員が2人の感染を確認している。

なお、前回8月24日の教育委員会における同感染状況の報告と比べ、市町（組合）立学校では、児童生徒が7人増加、府立学校においては、児童生徒が2人、教職員が1人増加の状況である。

今のところ、学校外での接触による感染で、学校内で感染が拡大したという事例はない。

次に、府立学校における修学旅行（研修旅行）の対応について説明する。

修学旅行（研修旅行）については、教育的意義が極めて大きい活動であり、前回の教育委員会で、どういう方向で対応するか9月には学校に伝えると説明していたが、先週9月4日、各府立学校に対し、感染防止対策など次の事項に十分留意の上、実施に向けた検討を行うよう通知した。

同通知の留意事項については、訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮するとともに、移動時における感染リスクができるだけ小さくなるように検討すること。感染症対策については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にし、旅行事業者等と連携して行うこと。出発前から健康観察（体温・体調の確認）を徹底し、発熱等の症状がある場合や感染が疑われる場合は参加させないこと。旅行期間中、毎日の検温と教員による体調管理等、健康観察を徹底すること。発熱等の事態に備え、発症者の隔離・看護、医療機関・管轄保健所の確認、保護者との連絡体制の確認、行程の変更など、対応策を検討すること。本人及び保護者に対して感染防止対策や緊急時の対応等について、十分な説明を行い、理解を得た上での参加となるよう配慮すること。また、参加にあたっては、保護者に同意書の提出を求めることとしており、各学校では同通知に基づき、実施に向けた検討を進めているところである。

市町（組合）立学校については、各設置者で対応が分かれており、既に中止を決めている市町は、現在把握している範囲では4市町である。

今後も、国や各市町（組合）及び関係団体等と緊密に連携し、感染拡大防止の取組に全力を挙げていく。

### 【質疑応答】

○ 小畑委員

新型コロナウイルスに感染された児童生徒や教職員の症状はどうか。

また、修学旅行における感染防止対策で密を避けるために、バス等の台数や宿泊先の部屋数等を増やす必要があると思うが、それによる増加コストは学校側が負担するのか、保護者側が負担するのか。

○ 山口指導部長

症状については、重症には至っておらず、全て軽症と聞いている。

修学旅行での感染症対策に関して増加が見込まれる費用については、例えば、海外を予定していた高校が国内に変更するほか、国内旅行においても3泊の予定を2泊あるいは1泊というように期間を短縮する方向で動いているため、経費が節減できることや、修学旅行はGoToトラベル事業の対象となるため、保護者の費用負担が増加することはないと考えている。

### イ 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について

#### 【柏木保健体育課長の報告】

○ 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について報告する。

部活動改革の背景には、OECD調査によると日本の教員の勤務時間が世界で最長であること、この長時間勤務の要因に部活動の指導が大きく影響しているという実態がある。

そうした中、文部科学省が平成28年度から教員の働き方改革に向けた取組をスタートし、部活動関係では、単独指導・単独引率が可能で顧問と同じように部活動指導ができる外部人材として、部活動指導員を学校に配置するなど、部活動に係る働き方改革が始まっている。

また、この間、スポーツ庁や文化庁から部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが示され、京都府においても、同ガイドラインに基づき、部活動の指導指針を策定し、生徒の健全育成の観点から、適切な休養日の設定や週当たりの活動時間を示してきたところである。

一方、平成31年1月の中央教育審議会の答申では、部活動の指導は学校の業務であるものの、必ずしも教員が担う必要のない業務として区分されたことにより、国レベルでも、この間にいろいろと議論され、今後の方向性を示すものとして、今回の文書が発出された。

それでは、資料に基づき説明する。

部活動は、これまで長年にわたり学校教育の一環として実施され、通常の授業とは違い、異なる年齢の生徒同士が交流し、また、顧問教師との関わりの中で、授業だけでは構築できない豊かな人間関係を築いてきた。

さらには、生徒はそれぞれの活動を通じて自己肯定感を高めるほか、時には挫折を経験する中で、それを乗り越えていく忍耐力や強い精神力を養うなど、非常に有意義な活動であると考えている。

しかし、このような部活動は指導に当たる教員の献身的な勤務によって成り立っており、特に休日の指導は、教員の長時間勤務や時間外勤務の要因になっ

ていることも現実である。

また、中学校や小規模な高校では、教員数も少なく、指導経験のない教員が顧問を担うことも多く、そのような教員にとっては精神的な負担が大きくなるほか、生徒にとっても質の高い指導が受けられないなど、教員にとっても、生徒にとってもミスマッチな状況がみられる。

そこで、今回、持続可能な部活動と教員の負担軽減の両方の実現を目指して改革の方向性が示された。

改革の方向性は、休日の指導を希望する教員は引き続き指導できる体制を維持しつつも、基本的には休日に教員が部活動の指導に携わる必要のない環境を構築していくことである。そして、休日に地域でスポーツや文化活動ができる環境を整え、部活動を将来的には学校から切り離していくというものである。

具体的な方策は、大きく分けると二つある。

一つ目は、休日の部活動の段階的な地域移行である。

ここで課題となるのが、受け皿となる総合型地域スポーツクラブや民間スポーツクラブという地域の団体がどれくらいあって、今後どれくらい創設されていけるかである。また、指導者となる地域の人材の確保も課題となり、教員も希望すれば休日の指導に携わることができるが、希望する教員だけが携わるとなると今まで以上に教員の負担が大きくなり、教員に代わる質の高い地域の指導者をどのように確保していくかである。

また、地域の団体での活動は、基本的に受益者負担が原則であり、地域の指導者は会費から報酬を受けるといった形が想定されるが、会費を払う保護者の負担増加が懸念される。

二つ目は、合理的で効率的な部活動の推進である。

少子化に伴い学校単位ではチームができない部活動が増えている。

人気スポーツであった野球ですら、京都府大会を見ても合同チームが編成される時代となっており、部活動を地域に移行することで学校の枠を超えたチーム編成ができれば、団体スポーツも成立しやすいというメリットがある。

しかし、全国高等学校体育連盟では、都道府県予選での合同チームの参加は認めるが、全国大会では都道府県の代表にはなれないという規則がある。これは、長けている選手を集め、学校の枠を超えてチーム編成するという勝利至上主義的な合同チームの参加を抑制するためである。このように地方大会及び全国大会を含め、団体スポーツの参加資格の在り方は、学校体育団体とも検討していく必要があり、今後の課題となってくる。

国も今回の方向性は、ゴールではなく、マイルストーンであると言っている。

教員の働き方改革も重要であるが、部活動の主役は生徒であり、生徒の部活動について、教員を含め、周りの大人たち、地域がどのように支えていくことが可能なかを検討していく必要がある。

そして、最も重要で、かつ、困難な課題は、関係者の既成概念にとらわれない意識改革が不可欠であり、国、教育委員会を含めた地方自治体及び学校が連携しながら、それぞれが役割をしっかりと果たしていくことが重要と考えている。

## 【質疑応答】

### ○ 小畑委員

教員の労働時間を縮減するには、部活動改革に踏み込まないとできないと思っていたので良い提言だと思う。また、希望する教員は、休日も部活動の指導に携われるのは良いことである。教員によっては、部活動の指導に生きがいを感じている人も多いため、そうした教員には積極的に携わっていただきたい。

休日における地域の部活動の指導を希望する教員が指導に携わった場合、その従事した時間は勤務時間ではなく、無償なのか有償なのかは別にして、地域が活動を担うため、ボランティアのようなものになるのかなと思う。

受け皿の問題もあるが、この方策を進めれば、抜本的に労働時間は縮減できると思う。

### ○ 柏木保健体育課長

国から改革の方向性が示され、今後いろいろな部分の制度設計を整理していかなければならない。休日における部活動は、教員も地域の人材として携わることになるため、スポーツクラブ等の会費収入の中から報酬を受けることが原則になると思うが、今後検討を進めていくことになる。

### ○ 橋本教育長

おそらく兼業兼職を許可した上で、地域の部活動の運営主体の下で従事していくことになる。この間整理してきた勤務時間の上限とは別ではあるものの、実情としては業務負担となり、その辺りをどのようにしていくか、どう見るかといったことも含め、整理していく必要がある。

その他、受け皿の問題、費用負担をどうするかなど、現実的には解決の難しい問題もあり、文部科学省もすぐにはできるとは思っていないようである。

委員の御意見のとおり、ここに働き方改革のポイントがある。さらに、少子化で部活動自体が厳しくなる環境もあり、大きな方向性、総論としては賛成できるが、具体的にどうしていくはかなり難しいところもあり、モデル的な実践研究も通じながら、その成果を広げて実現できるようにしていくことになると考えている。

### ○ 藤本委員

改革を進めていく中で、学校の独自性や校長の独自性を貫くこともある程度は必要な部分と思うが、うちの学校は関係ないということになれば前に進まない。その辺りが実際に改革を進める上で難しいと思うが、教育長の御説明のとおり、モデル的な実践を通じて実現していただきたい。

現実的に部活動の指導者にはスキルが必要であり限られているため、この部活動はあの学校が強いという図式が存在しているが、今回の施策によって、逆にそういうところに集中することになれば、本末転倒であり、そうしたことも考えていかなければならないと感じる。

改革を推進する上でネックになるのは、部活動の指導ができる外部の人材をどのように発掘して、上手く配置していくかということになる。そのためにはコーディネーター的な役割も必要になるのではないかと思う。

### ○ 橋本教育長

京都府として具体的に来年度からこうするというものは持っていないが、御意見を踏まえ、できることから取り組んでいきたい。

(4) 議決事項

- ア 第35号議案 令和2年9月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について【非公開】

(5) その他

- ア 公開しないこととする議決について

(京都府委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項アについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

